

## 社会福祉主事任用資格(社会学部総合社会学科)

社会福祉主事任用資格は、都道府県、市町村の行政職や福祉職等の公務員試験に合格して、福祉事務所、児童相談所等のケースワーカーなどに採用される場合に有効な資格です。

また、社会福祉主事は、児童相談所や身体障害者更生相談所など専門行政機関における相談援助職の基礎資格とされています。

### 1. 社会福祉主事任用資格

#### (1)社会福祉主事の職務

社会福祉法の第 18 条 3 項および4項にあるように、都道府県の場合は、福祉に関する事務所(福祉事務所)において、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、市町村においては、それらに加えて、老人福祉法、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務を行うことを職務とします。

#### (2)社会福祉主事の資格の取得

社会福祉法の第 19 条1項1号に、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者」とあり、指定科目の中から 3 科目以上修得することにより資格を取得できます。

#### 【総合社会学科】2025 年度以降入学生

厚生労働大臣の指定する科目	本学開講科目	
社会福祉概論	【専攻科目】	①社会調査入門 ②社会福祉原論
社会福祉援助技術論	【専攻科目】	ソーシャルワークの基盤と専門職及びソーシャルワークの基盤と専門職(専門)及びソーシャルワークの理論と方法及びソーシャルワークの理論と方法(専門) (要 4 科目履修)
社会福祉調査論	【専攻科目】	社会福祉調査の基礎
社会福祉施設経営論	【専攻科目】	福祉サービスの組織と経営
社会保障	【専攻科目】	社会保障論
公的扶助論	【専攻科目】	貧困に対する支援
児童福祉論	【専攻科目】	児童福祉論
身体障害者福祉論	【専攻科目】	障害者福祉論
知的障害者福祉論	【専攻科目】	障害者福祉論
精神障害者保健福祉論	【専攻科目】	精神保健福祉の原理
老人福祉論	【専攻科目】	高齢者福祉論
地域福祉論	【専攻科目】	地域福祉論
法学	【専攻科目】	法学概論
経済学	【専攻科目】	経済原論
社会政策	【専攻科目】	労働と暮らしの社会政策

心理学	【教養科目】	心理学
	【専攻科目】	心理学と心理的支援
社会学	【専攻科目】	社会学概論
教育学	【教養科目】	教育原論 A 及び教育原論 B(要 2 科目履修)
倫理学	【教養科目】	①倫理学入門 ②倫理学 A 及び倫理学 B(要 2 科目履修)
医学一般	【専攻科目】	医学概論

※社会福祉主事資格は任用資格ですが、社会福祉施設・機関によっては求人の際の採用条件として社会福祉主事資格取得見込を条件としているところもあるので注意してください。

※「ソーシャルワークの基盤と専門職」「ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)」「ソーシャルワークの理論と方法」「ソーシャルワークの理論と方法(専門)」の 4 科目や「倫理学入門」「倫理学 A」及び「倫理学 B」の 3 科目を修得しても、厚生労働大臣の指定する科目を 3 科目修得したことはなりませんので、注意してください。